

## ○上越教育大学教科内容先端研究センター設置要項

(令和元年9月11日学長裁定)

(設置)

**第1条** 上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第15条の規定に基づき、上越教育大学教科内容先端研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

**第2条** センターは、先端的な専門諸科学の知見に立脚し、先端技術を活用しつつ、次世代のための教科内容を研究・開発することを目的とする。

(業務)

**第3条** センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教科内容に係る教育・研究の質的向上に関すること。
- (2) 先端的な教科内容に係る学校及び地域社会との連携の推進に関すること。
- (3) 先端的な教科内容の研究・開発に係る産学官連携の推進（外部資金の獲得を含む。）に関すること。
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織等)

**第4条** センターは、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 教科内容先端研究センター長（以下「センター長」という。）
  - (2) センターに兼務する教員（以下「兼務教員」という。）
  - (3) その他必要な職員
- 2 センター長は、国立大学法人上越教育大学（以下「本学」という。）の教授のうちから学長が指名した者をもって充て、センターを統括する。
  - 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 兼務教員は、本学の教員のうちから学長が命ずるものとする。

(会議)

**第5条** センター長は、センターの業務に関する事項を審議するため、前条第1項に定める者による会議を招集し、その議長となる。

2 センター長は、必要があると認めるときは、前項に定める者以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(研究員)

**第6条** センターが実施する各種事業を推進するため、学内及び学外の教員等を協力者とすることができる。

- 2 前項の協力者を研究員と称する。
- 3 第1項に規定する学外の教員等のうち研究員とすることができる者は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の教員
  - (2) 教育委員会の指導主事等
  - (3) 地域連携及び産学官連携の推進協力者等

- (4) 前3号に準ずる外国人の研究者等
- (5) その他センター長が適当と認めた者  
(事務の処理)

**第7条** センターに関する事務は、研究連携課において処理する。  
(細則)

**第8条** この要項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

**附 則**

- 1 この要項は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要項の施行後最初に指名されるセンター長の任期は、第4条第3項本文の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。